

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道局 上下水道総務課

不利益処分の内容	公共下水道受益者負担金の繰上徴収
根拠法令等及び条項	栃木市下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第12条
	根拠条項
	栃木市下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第12条
	参考事項
	設定等年月日
	平成22年 3月29日設定 平成30年 4月 1日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市下水道事業受益者負担に関する条例施行規程抜粋 (負担金の繰上徴収)</p> <p>第12条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に確定した負担金でその納期限において、その全額を徴収することができないと認められるものに限り、その納期前であっても繰り上げて徴収することができる。</p> <p>(1) 受益者の財産につき、滞納処分、強制執行等強制換価手続が開始されたとき。</p> <p>(2) 受益者につき、相続があった場合において、相続人が限定承認したとき。</p> <p>(3) 受益者である法人が解散したとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めたとき。</p> <p>2 管理者は、前項の規定により、負担金を繰り上げて徴収しようとするときは、公共下水道事業受益者負担金納期限変更通知書（別記様式第12号）により当該受益者に通知するものとする。</p>